

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号。以下「条例」という。）<u>第13条</u>の規定により、職業能力開発校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(大規模災害等による授業料等の免除)</p> <p>第18条の2 条例第12条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>平成28年台風第10号</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 条例第12条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる災害に係るものにあつては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 <u>第18条の2第2項各号（同条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定により、職業能力開発校の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(大規模災害等による授業料等の免除)</p> <p>第18条の2 条例第12条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 条例第12条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(免除の申請)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 <u>第18条の2第2項各号（同条第1項第2号に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号を除く。）</u>のいずれかの被害を受けたことを証する書類</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在籍する者で、この規則による改正前の職業能力開発校条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第18条の2第1項第2号に掲げる災害により職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）第12条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づき授業料又は寄宿舎料の免除を受けてい

たものに係る施行日以後の授業料又は寄宿舎料（当該者が施行日の前日に免除を受けていたものに限る。）の免除については、改正前の規則第18条の2第1項第2号及び第2項並びに第19条第2項第2号の規定は、なおその効力を有する。